

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申

(答申第3165号)

令和7年2月27日

横情審答申第3165号
令和7年2月27日

横浜市教育委員会 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会
会長 松村 雅生

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づく
諮問について（答申）

令和4年12月2日教東総第461号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「納品書（特定年月1分）納品書（特定年月2分）納品書（特定年月3分）」及び「受領書（請求書）」の一部開示決定に対する審査請求についての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市教育委員会が、「納品書（特定年月1分）納品書（特定年月2分）納品書（特定年月3分）」及び「受領書（請求書）」を一部開示とした決定のうち、別表に示す非開示部分7から非開示部分11まで及び非開示部分13から非開示部分15までを非開示とした決定は妥当ではなく開示すべきであるが、その余の部分を非開示とした決定は妥当である。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、横浜市教育委員会（以下「実施機関」という。）が令和4年10月21日付で行った上記1記載の行政文書（以下「本件審査請求文書」という。）の一部開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の一部開示理由説明要旨

本件審査請求文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。横浜市の保有する情報の公開に関する条例の一部を改正する条例（令和4年12月横浜市条例第41号。以下「一部改正条例」という。）による改正前のもの。以下「旧条例」という。）第7条第2項第2号、第3号ア、第4号及び第6号柱書に該当するため一部を非開示としたものであって、その理由は、次のように要約される。

(1) 旧条例第7条第2項第2号の該当性について

担当者の個人氏名印の印影は、個人に関する情報であって、開示することにより、特定の個人を識別することができるものであるため本号本文に該当し、本号ただし書アからウまでに該当しないことから、非開示とした。

(2) 旧条例第7条第2項第3号アの該当性について

法人等の名称、代表者職氏名、所在地、電話番号、ファックス番号、品名、数量、単価、金額及び取扱品目は、法人等に関する情報である。不適切会計に関して当該法人等の関与が不明確であり、これらを開示することにより、当該法人等

の名誉、社会的評価が損なわれる等権利利益を害するおそれがあるため、本号に該当し、非開示とした。

(3) 旧条例第7条第2項第4号の該当性について

法人代表者印の印影は、開示することにより、財産権が侵害されるおそれがあるため、本号に該当し、非開示とした。

(4) 旧条例第7条第2項第6号柱書の該当性について

法人等の名称、代表者職氏名、所在地、電話番号、ファックス番号、納品書の日付、品名、数量、単価、金額、取扱品目、受領書（請求書）の日付及び受領書（請求書）の日付を類推させる事柄には、捜査内容に結び付く情報であって、開示することにより、捜査当局による正確な事実の把握を困難にするおそれ又は不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるため、本号柱書に該当し、非開示とした。

4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 嘘の理由により一部開示は不当である。
- (2) 購入物品名を隠す行為は、実施機関も隠蔽行為に加担する犯罪行為である。
- (3) 実施機関は被害届を出していないため、捜査はありえず、虚偽の理由を請求者に述べたことになる。

5 審査会の判断

(1) 答申に当たっての適用条例について

一部改正条例が令和5年4月1日に施行されたが、本件審査請求は旧条例に基づきなされた処分に対するものであるため、当審査会は、一部改正条例附則第2項の規定により、旧条例の規定に基づき審議することとする。

(2) 教育委員会事務局所管の学校における消耗品の購入に係る事務について

教育委員会事務局所管の各学校は、本件処分当時の横浜市予算、決算及び金銭会計規則（昭和39年3月横浜市規則第57号）等に基づき、当該学校に属する事務に関する1件40万円未満の消耗品の購入に係る契約及び支出に係る事務を行って

いた。また、当該契約の締結に関する事務は、学校長等の専決事項となっている。

(3) 本件審査請求文書について

本件審査請求文書は、「教職員の懲戒処分について」（令和3年3月30日教育委員会事務局東部学校教育事務所教育総務課記者発表資料）に記載されている不適切会計に係る契約（以下「本件事案」という。）に関して、本件事案が発生した学校が事業者から受領した納品書及びこれに係る受領書（請求書）である。

実施機関は、本件審査請求文書のうち別表に示す非開示部分1を旧条例第7条第2項第2号に、非開示部分2から非開示部分11までを同項第3号ア及び第6号柱書に、非開示部分12を同項第4号に、非開示部分13から非開示部分15までを同項第6号柱書に該当するとしているため、当審査会は、本件審査請求文書を見分した上で、以下検討する。

(4) 旧条例第7条第2項第2号の該当性について

ア 旧条例第7条第2項第2号本文では、「個人に関する情報・・・であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの・・・又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」について、開示しないことができる旨を規定している。

ただし、本号ただし書では、「ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報、イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報、ウ 当該個人が公務員等・・・である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」について、開示しないことができる個人に関する情報から除く旨を規定している。

イ 非開示部分1は、法人の担当者氏名印の印影であり、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため、本号本文に該当する。また、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。

(5) 旧条例第7条第2項第3号アの該当性について

ア 旧条例第7条第2項第3号では、「法人その他の団体・・・に関する情報又

は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、・・・ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」については開示しないことができる旨を規定している。

イ 非開示部分2から非開示部分6までには、それぞれ法人等の名称、法人代表者の役職及び氏名、所在地、電話番号及びファックス番号が記載されている。これらの情報は、不適切会計に関して当該法人等の関与が不明確である本件においては、公にすることにより当該法人等が特定され、名誉、社会的評価等が損なわれ、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものと認められるため、本号に該当する。

ウ 非開示部分7から非開示部分11までには、それぞれ品名、数量、単価、金額及び取扱品目が記載されている。実施機関は、これらの情報を公にすることにより、法人等が特定されてしまい、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると主張する。しかし、当該情報は一般的に学校で使用する品名等にすぎず、社会通念上、法人等を特定することができる情報とはいえないため、公にすることにより、その権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められず、本号に該当しない。

(6) 旧条例第7条第2項第4号の該当性について

ア 旧条例第7条第2項第4号では、「公にすることにより、人の生命、身体、財産等の保護その他の公共の安全の確保及び秩序の維持に支障が生ずるおそれがある情報」については、開示しないことができる旨を規定している。

イ 非開示部分12は、法人代表者印の印影であり、これを公にすると、第三者に偽造されるなどして、その財産権が侵害されるおそれがあることから、本号に該当する。

(7) 旧条例第7条第2項第6号柱書の該当性について

ア 旧条例第7条第2項第6号では、「市の機関・・・が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」があるものについては、開示しないことができる旨を規定している。

なお、ここでいう「支障」の程度は名目的なものでは足りず、実質的なもの

であることが必要であり、また、「おそれ」の程度も単なる確率的な可能性ではなく法的保護に値する蓋然性が必要であるとされている。

イ 非開示部分2から非開示部分6までについては、上記(5)イのとおり旧条例第7条第2項第3号アに該当するため、本号該当性については判断しないこととする。

ウ 非開示部分7から非開示部分11まで及び非開示部分13から非開示部分15までには、それぞれ品名、数量、単価、金額、取扱品目、納品書の日付、受領証（請求書）の日付及び受領証（請求書）の日付を類推させる事柄が記載されている。実施機関は、これらの情報が捜査内容に結び付くと主張するため、改めて実施機関に確認したところ、本件事案について、警察の捜査の詳細は把握していないとのことであった。

上記アで記載したとおり、本号に該当するためには、「支障」の程度は名目的なものでは足りず実質的なものであることが必要であり、また、「おそれ」の程度も単なる確率的な可能性ではなく法的保護に値する蓋然性が要求されている。しかし、実施機関からは、具体的で明確な説明が得られなかった。

したがって、開示することによる支障は実質的なものでなく、おそれの程度も法的保護に値する蓋然性があるとは認められないものであるため、本号柱書に該当しない。

(8) 審査請求人のその他の主張は、当審査会の判断に影響を与えるものではない。

(9) 結論

以上のとおり、実施機関が本件審査請求文書を一部開示とした決定のうち、別表に示す非開示部分7から非開示部分11まで及び非開示部分13から非開示部分15までを非開示とした決定は妥当ではなく開示すべきであるが、その余の部分を非開示とした決定は妥当である。

(第二部会)

委員 村上裕章、委員 嘉藤亮、委員 齋藤宙也

別表 審査請求文書のうち実施機関が非開示とした部分

非開示根拠規定	非開示部分	
旧条例第7条 第2項第2号	非開示部分1	担当者個人氏名印の印影
旧条例第7条 第2項第3号ア 及び第6号柱書	非開示部分2	法人等の名称
	非開示部分3	法人代表者の役職及び氏名
	非開示部分4	所在地
	非開示部分5	電話番号
	非開示部分6	ファックス番号
	非開示部分7	品名
	非開示部分8	数量
	非開示部分9	単価
	非開示部分10	金額
	非開示部分11	取扱品目
旧条例第7条 第2項第4号	非開示部分12	法人代表者印の印影
旧条例第7条 第2項第6号柱書	非開示部分13	納品書の日付
	非開示部分14	受領証（請求書）の日付
	非開示部分15	受領証（請求書）の日付を類推させる事柄

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
令和4年12月2日	・実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理
令和6年12月23日 (第452回第二部会)	・審議
令和7年1月27日 (第453回第二部会)	・審議